

令和8年度児島湖ブルーの復活事業（水生植物の活用）に係る技術提案書等作成要領

1 技術提案事項

「令和8年度児島湖ブルーの復活事業（水生植物の活用）委託業務仕様書」に基づく業務の取組方法等について、次の(1)～(6)を明示したものの提案すること。

(1) 事前調査等の方法の提示

事前調査の内容、現地踏査及び底生動物調査の方法を示すこと。

(2) 水生植物分布調査計画の策定

(1)の内容を踏まえ、水生植物分布調査計画に記載すべき項目を示すこと。なお、水生植物の現存量を定量化できる手法や詳細な水生植物調査の調査時期及び回数を追記すること。

(3) 水生植物の活用方法の検討

児島湖におけるブルーカーボンクレジット制度の可能性や刈り取り・回収した水生植物の有効活用策の検討について、事例整理の雛型を一例として示すこと。

(4) 有識者ヒアリング

本業務の実施に当たり、ヒアリング予定の候補者を示すこと。

(5) 同様業務に係る実績

本業務と同様の業務（水生植物の調査、底生動物の調査など）を行った実績がある場合は、その業務内容及び実施年度を示すこと。（多数ある場合は、代表的な実績のみで可）

(6) 業務全体のスケジュール等

業務の実施スケジュール及び体制を記載すること。

2 経費の見積

積算根拠を添付した見積書を提出すること。なお、提示された金額が次の限度額を超えるものについては、審査の対象にならないので留意すること。

（限度額）5, 214, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 体裁等

(1) 日本産業規格A4版縦、左綴じとする（A3横折込は可）。

(2) 全体で20ページ以内（表紙、目次を含まない。）を分量の目安とすること。

(3) 1部は袋綴じし、商号または名称、代表者職、氏名を表紙に記載し、参加資格申請書に使用した印鑑を押すこと。（これを「正本」という。）

(4) 商号等を記載せず、印鑑を押さない提案書（これを「副本」という。）を6部作成すること。副本には、本文を含めて、商号、名称を類推できる表現を入れないこと。

(5) レイアウト等の記載方法は自由であるが、分かりやすい資料作成に努めること。